

該当年度の前年の1～12月の収入や所得を表記します。  
年税額の算定には所得金額を用います。

給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収税額決定・変更通知書(納税義務者用)  
森林環境税

給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	農業 業	不動産 業	利配 当	給与 等	雑 所得	譲渡 所得	総所得金額①
雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	該当年度の前年の1～12月の控除 内容を表記します。 年末調整や確定申告書などの控除 内容を反映しています。		所得控除合計②					
(摘要)		住宅ローンやふるさと納税などの税額控除 がある場合に表記します。						

扶養や本人に関する控除がある場合に人数  
または有無を表記します。

税額控除前所得割額④		納付額
市民税 税額控除額⑤		6月分
所得割額⑥		7月分
均等割額⑦		8月分
税額控除前所得割額④		9月分
特別徴収税額⑨		10月分
控除不足額⑩		11月分
既納付額⑫		12月分
差引納付額⑩-⑫-⑩.⑪		1月分
変更前税額⑬		2月分
増減額⑨-⑬		3月分
変更月	月	5月分

該当年度に給与から  
天引きされる合計額です。

該当月に給与から天引きされる金  
額です。

給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)  
森林環境税

指定番号	宛名番号
問合せの際に、この番号を伝えてください。	
住	所

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によっ  
て通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に市役所  
に対して催告請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の催告請求に係る裁決の送達を受けた  
日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります)提起することができます。  
なお、催告の取消しの訴えは、前記の催告請求に対する裁決を結了した後でなければ提起することができないこととされています。  
また、催告の取消しの訴えは、前記の催告請求に対する裁決を結了した後でなければ提起することができないこととされています。  
また、催告の取消しの訴えは、前記の催告請求に対する裁決を結了した後でなければ提起することができないこととされています。  
また、催告の取消しの訴えは、前記の催告請求に対する裁決を結了した後でなければ提起することができないこととされています。

東近江市長